

平成23年度 三次市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
平成 22年度	人 57,352	千円 39,615,353	千円 1,211,901	千円 5,080,031	% 12.8	% 12.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

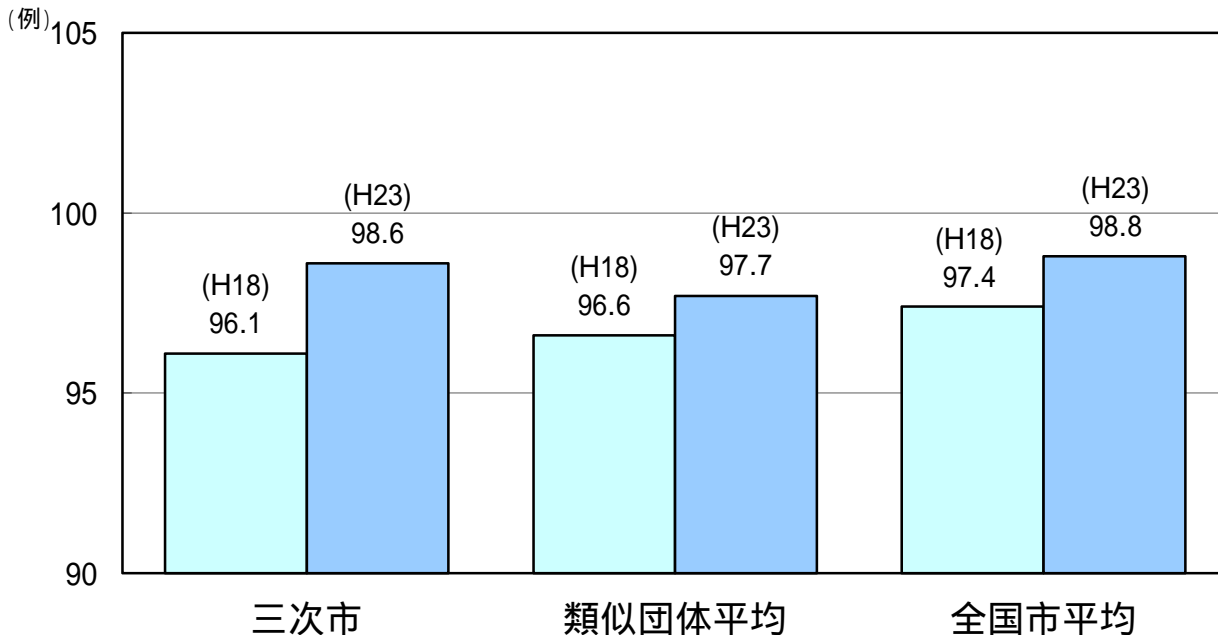
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 22年度	人 584	千円 2,387,352	千円 334,449	千円 846,662	千円 3,568,463	千円 6,110	千円 5,959

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。
 類似団体平均については、公表されている数値の直近の年度のものとしています。

(3) 特記事項

平成16年4月1日新設合併

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 類似団体平均及び全国市平均については、公表されている数値の直近の年度のものとしています。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600円	185,800円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円
最高号給の給料月額	243,700円	342,000円	417,600円	438,800円	442,800円	449,400円

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三次市	44.5 歳	344,691 円	426,621 円	366,351 円
広島県	44.2 歳	347,150 円	441,087 円	386,257 円
国	42.3 歳	327,205 円	397,723 円	397,723 円
類似団体	43.7 歳	332,547 円	401,218 円	362,919 円

広島県、国及び類似団体については、公表されている数値の直近の年度のものとしています。

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三次市	50.8 歳	33 人	367,694 円	407,145 円	375,967 円				
うち清掃職員	53.7 歳	11 人	391,399 円	440,881 円	402,899 円	廃棄物処理 業従業員	44.9 歳	290,500 円	1.52
うち学校給食員	50.9 歳	11 人	356,219 円	381,417 円	362,082 円	調理士	42.8 歳	244,000 円	1.56
広島県	57.7 歳	5 人	404,770 円	448,940 円	426,526 円				
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	321,662 円	321,662 円				
類似団体	48.9 歳	46 人	313,183 円	347,693 円	329,465 円				

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

広島県、国及び類似団体については、公表されている数値の直近の年度のものとしています。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 公務員においては臨時・非常勤等非正規職員を含みませんが、賃金構造基本統計調査は一定の条件のもとでアルバイト等非正規社員も含んでいます。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経年数等の点において、完全に一致しているものではありません。

4 賃金構造基本統計調査が企業規模10人以上の企業を対象とするのに対し、人事院及び広島県人事委員会の民間給与実態調査は事業所規模50人以上の事業所を対象としています。

広島県人事委員会の民間給与実態調査(技能・労務関係職種:電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員)の状況は次のとおりです。

平均年齢	平均給与月額
47.1	387.9 千円

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分		三次市	広島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	175,814 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	142,086 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	139,530 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

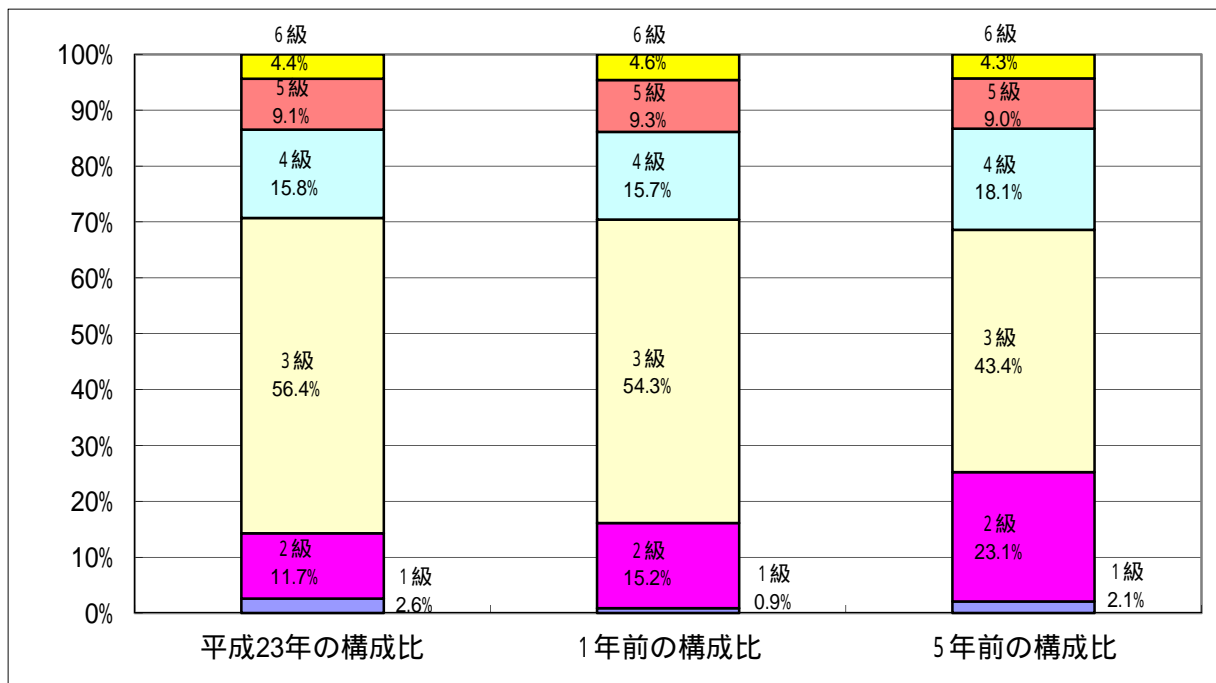
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	279,693 円	330,760 円	358,475 円
	高校卒	228,450 円	295,136 円	337,579 円
技能労務職	高校卒	287,000 円	244,900 円	384,915 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師	11 人	2.6 %
2 級	主任主事・主任技師	50 人	11.7 %
3 級	主任	242 人	56.4 %
4 級	係長	68 人	15.8 %
5 級	課長	39 人	9.1 %
6 級	部長	19 人	4.4 %

(注) 1 三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日(4月1日)前の一年間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を越えた職員、又は処分を受けた職員については、その休暇等の日数や処分内容に応じて昇給号数を減じたり、あるいは昇給しないこととしています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 次 市		広 島 県		国	
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,373 千円		1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,559 千円			
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分		(平成22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分		(平成22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算10～25%	

[参考] 勤勉手当への勤務成績の反映状況

基準日(6月1日及び12月1日)以前の6か月間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その日数や処分内容に応じて、勤勉手当の支給割合を減じています。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

三 次 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2%～20%加算) ・職制上の段階、職務の級等による調整額の加算措置		
1人当たり平均支給額		11,729 千円	24,149 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		92 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		92,454 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
広島市	3 %	1 人	9 %

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		63,025 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		270,494 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		23.9 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事手当	防疫作業を行った職員	防疫作業に従事したとき	日額500円
行旅死亡人等取扱手当	行路病人の救護の作業に従事した職員	行路病人の救護の作業に従事したとき	1件当たり800円
	行路死亡人の収容の作業に従事した職員	行路死亡人の収容の作業に従事したとき	1件当たり1,500円
放射線・検査取扱手当	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業した職員	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業に従事したとき	日額230円
夜間看護手当	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務に従事した職員	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業に従事したとき	2時間未満 2,000円
			2時間以上4時間未満 2,900円
			4時間以上 3,300円
分べん業務従事手当	分べん業務に従事した医師等	正規の勤務時間内に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり10,000円
		正規の勤務時間外に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり25,000円
救急医療業務従事手当	救急医療業務に従事した医師等	休日又は夜間(午後10時から翌日の午前5時までの間)において、緊急を要する救急医療業務に従事したとき	1件当たり7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成21年度決算)	430,950 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	424 千円
支給実績 (平成22年度決算)	469,580 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	482 千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(平成22年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ	-	109,417 千円	245,424 円
	配偶者以外1人目 (配偶者有) 6,500 円				
	配偶者以外1人目 (配偶者無) 11,000 円				
	配偶者以外2人目以降 6,500 円				
満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算					
住居手当	借家 (上限) 27,000 円	同じ	-	52,289 千円	291,996 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員	同じ	-	69,878 千円	85,344 円
	交通機関 (1ヶ月あたり支給限度額) 55,000 円				
	交通用具 (1ヶ月あたり支給限度額) 23,600 円				
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 23,000円～45,000円(距離加算)	同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員	異なる	-	39,101 千円	521,352 円
	行政職部長級 53,000 円				
	行政職次長級 41,000 円				
	医療職部長級 81,000 円				
	医療職次長級 56,000 円				
	行政・医療職課長級 31,000 円				
(平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)					
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	

病院職員の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(平成22年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 給料の時間単価 × 0.25 × 時間数	同じ	-	24,695 千円	155,724 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一般行政職 4,200 円 医療技能職 7,200 円 医師 20,000 円 医師 10,000 円 自宅待機 医療技能職 3,600 円	準拠	自宅待機を命ぜられた職員 無	44,206 千円	380,808 円
管理職特別勤務手当	週休日等に臨時・緊急の必要により勤務した管理職員 4,000円～12,000円	同	-	1,188 千円	445,500 円
特地勤務手当	医師、歯科医師が赴任する場合の生活不便に対し、医師、歯科医師確保のため (給料月額 + 扶養手当月額) × 15%	準拠	地域によって支給の有無がある	47,338 千円	925,248 円

6 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
		三次市	(参考) 類似団体における最高 / 最低額
給料	市 長	900,000 円	990,000 円 / 500,000 円
	副 市 長	730,000 円	802,000 円 / 395,000 円
報酬	議 長	454,000 円	690,000 円 / 359,000 円
	副 議 長	407,000 円	620,000 円 / 295,000 円
	議 員	371,000 円	560,000 円 / 273,000 円
期末手当	市 長	(平成23年度支給割合)	
	副 市 長	3.95 月分	
退職手当	議 長	(平成23年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.95 月分	
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額 × 支給率(2.5) × 年数	(1期の手当額) 9,000,000 円 (支給時期) 退職時
	副 市 長	給料月額 × 支給率(3.0) × 年数	8,760,000 円 退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年 = 48月)勤めた場合における退職手当の見込額である

7 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

試験職種		平成22年度採用者数	平成21年度採用者数
市長事務部局等	事務職	3人	9人
	身体障害者対象事務職		
	技師	2人	
	保育士	1人	
	保健師		2人
	看護師(診療所)	1人	
	教育委員会指導主事	2人	3人
	小計	9人	14人
中央病院	医師	14人	7人
	医療技術職		5人
	看護師・助産師	25人	15人
	小計	39人	27人
合計		48人	41人

(2) 職員の退職の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

区分	市長事務部局等		中央病院(医療職)	
	平成22年度退職者数	前年度退職者数	平成22年度退職者数	前年度退職者数
定年退職	6人	4人	2人	1人
普通退職	19人	20人	34人	31人
分限免職	-	-	-	-
懲戒免職	-	-	-	-
失職	-	-	-	-
死亡退職	2人	-	-	-
合計	27人	24人	36人	32人

(注)1 定年退職:地方公務員法第28条の2第1項の規定により離職すること。

2 普通退職:自己都合により退職すること。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

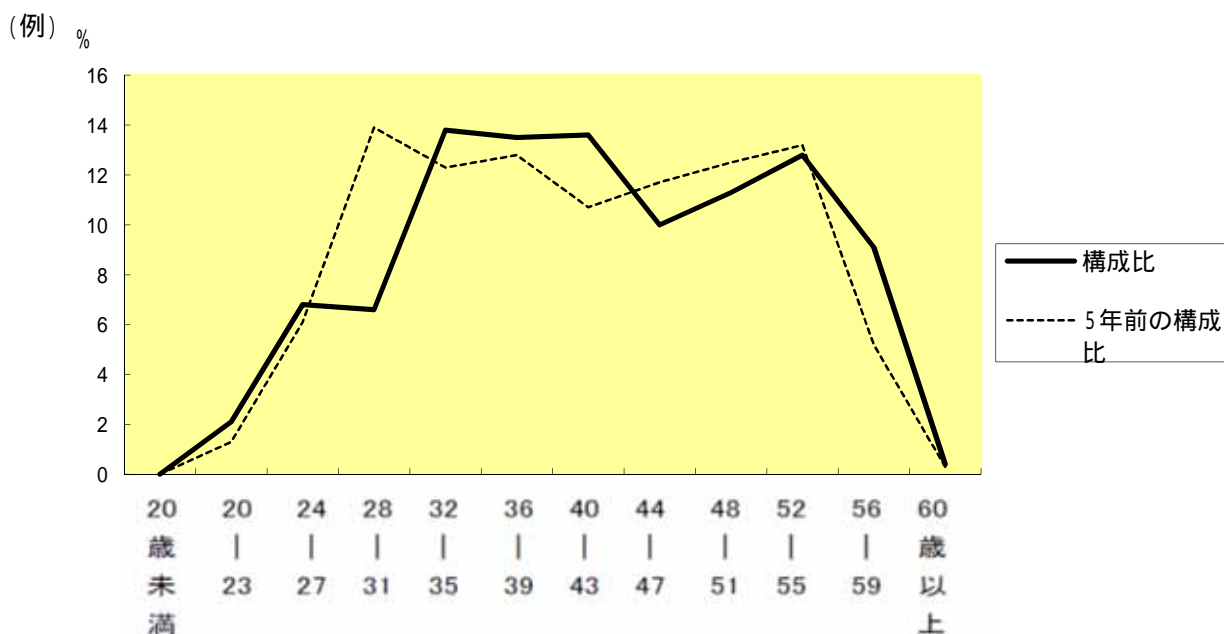
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
一般行政部門	議会	6	6		
	総務	164	161	3	・総務部門の組織・機構・事務事業見直しによる減 ・退職不補充による減 ・清掃業務の民間委託拡大に伴う減
	税務	37	37		
	民生	197	189	8	
	衛生	35	32	3	
	労働	1	1		
	農林水産	33	33		
	商工	7	7		
土木	50	50			
	小計	530	516	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.97人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 57.74人)
部門特別	教育関係	55	53	2	・市立図書館の運営民間委託による減
	小計	55	53	2	
計部門	病院	352	367	15	・病院の業務増に伴う増
	水道	15	15		
	その他	42	41	1	・退職不補充による減
	小計	409	423	14	
合計		994	992	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 172.97人
		[1,287]	[1,287]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	21人	67人	66人	137人	134人	135人	99人	112人	127人	90人	4人	992人

(5) 職員数の推移

区分 部門	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	589人	571人	561人	542人	530人	516人	73人 (12.4%)
教育	53人	53人	53人	58人	55人	53人	- (-)
普通会計計	642人	624人	614人	600人	585人	569人	73人 (11.4%)
公営企業会計等	376人	388人	399人	417人	409人	423人	47人 (12.5%)
総合計	1,018人	1,012人	1,013人	1,017人	994人	992人	26人 (2.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 22年度	千円 880,539	千円 13,635	千円 55,739	% 6.3	% 6.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 22年度	人 9	千円 36,546	千円 6,136	千円 13,057	千円 55,739	千円 6,193	千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成16年4月1日新設合併

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三次市水道事業	44.5 歳	343,716 円	528,422 円
三次市(一般行政職)	44.5 歳	344,691 円	545,467 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 次 市		三 次 市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,451 千円		1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,394 千円	
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分	勤勉手当 1.35 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分	勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%	

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

三 次 市			三 次 市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)			・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	1,738 千円	24,379 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(平成22年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外1人目 (配偶者有) 6,500 円 配偶者以外1人目 (配偶者無) 11,000 円 配偶者以外2人目以降 6,500 円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	-	983 千円	196,500 円
住居手当	借家(上限) 27,000 円	同じ	-	648 千円	324,000 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員 交通機関 (1ヶ月あたり支給限度額) 55,000 円 交通用具 (1ヶ月あたり支給限度額) 23,600 円	同じ	-	466 千円	58,200 円
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 23,000円～45,000円(距離加算)	同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員 行政職部長級 53,000 円 行政職次長級 41,000 円 医療職部長級 81,000 円 医療職次長級 56,000 円 行政・医療職課長級 31,000 円 (平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の前年として10%削減し定額化した)	異なる	-	372 千円	372,000 円
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	